

ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する条例

ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の均等割の税率の特例）</p> <p>第二条 平成十九年度から平成二十五年度まで及び令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。</p> <p>2 平成二十六年から令和五年度までの各年度の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条及び同条例附則第十一条の二の十の二の規定にかかわらず、同条の規定により加算した額に五百円を加算した額とする。</p> <p>（法人の均等割の税率の特例）</p> <p>第三条 平成十九年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度（令和四年三月三十一日までに開始する連結事業年度に限る。）又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（個人の均等割の税率の特例）</p> <p>第二条 平成十九年度から平成二十五年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。</p> <p>2 平成二十六年から平成三十四年度までの各年度の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条及び同条例附則第十一条の二の十の二の規定にかかわらず、同条の規定により加算した額に五百円を加算した額とする。</p> <p>（法人の均等割の税率の特例）</p> <p>第三条 平成十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。